

② 漁業の担い手の確保・育成

③ 流通加工機能の強化等漁協の事業機能の強化

を図り、漁協系統団体の経営健全化と基盤強化を積極的に推進してまいります。

更に、今国会において、漁協合併促進法の期限が平成20年度まで5年間延長されたところであり、農林水産省としては、今後ともその適切な運用を図るとともに、関係予算措置等により、引き続き漁協系統の取組を支援してまいります。

(4) 漁業災害補償制度が、漁業経営の安定対策として実効あるものとなるよう、制度の普及及び加入の促進等に努めること

漁業災害補償制度については、漁業経営の一層の安定に資するため、平成14年度において漁獲共済における加入要件の緩和等、漁業者が加入しやすいように制度の改正を行ったところです。

漁業共済団体が中心となって進めている加入推進運動「新ぎょさい総加入運動21」を支援する等、制度の普及及び加入促進に努めてまいります。

5 資源管理対策の強化と操業秩序の確立

(1) 我が国周辺水域の資源回復を加速化し、その持続的な利用をはかるため、資源回復計画の作成・普及、漁獲努力量の適正化、多元的な資源管理型漁業の推進等に努めること

また、あわび、うに等の沿岸定着性水産動物資源に対する密漁について、罰則の強化やすべての漁船に船位報告機器の搭載を義務づけるなど、効果的な防止対策に必要な支援措置を講じること

我が国周辺水域の水産資源を回復し、その持続的な利用を図るため、緊急に資源の回復が必要な魚種について、資源回復計画を策定し、現在、瀬戸内海のサワラ、日本海西部のアカガレイ等5計画を作成公表しているところです。

このうち、資源変動が大きい等のため資源量推定が難しい魚種については、特定の海域、漁業種類、期間における漁獲努力量の総量を管理する漁

獲努力可能量（TAE）制度を平成13年から導入し、現在、アカガレイ、サワラなどの5魚種を対象魚種として管理しているところです。

このほか、多数の魚種が多種多様な漁業により漁獲されているという我が国漁業の特性を踏まえ、漁業者が地域の実態や資源状況に応じて、自主的な管理措置を行う資源管理型漁業の推進を行っており、平成15年度からは、量・質・コストを一体的に捉えた多元的資源管理型漁業を推進するための事業を実施しております。

漁業法及び水産資源保護法の罰則については、それぞれ昭和24年及び昭和26年の法制定以降の

① 物価上昇率、国民所得上昇率（昭和23～47年で4倍）

② 水産物市場価格の上昇率（昭和47～58年で2倍）

等にかんがみ、経済情勢の変動に適合したものとすべく、昭和58年に法改正を行い、都道府県漁業調整規則の罰則（漁業法第65条第3項及び水産資源保護法第4条第3項）も含めて、罰金額等を一律10倍に引き上げるとともに没収規定を整備しました。

昭和58年の法改正以降の経済事情の変動をみると、罰金引き上げの指標となる水産物市場価格等の物価上昇率は1.2倍程度（平成13年時点）となっており、ほとんど変化がないことから、現時点においては罰金額等の更なる引き上げを行うことは困難です。

漁船の船位報告機器の搭載については、その取締上の必要性、技術的・コスト的な側面及び監視体制の観点から、どのような種類の漁船に搭載すべきかについて検討を行っております。

(2) 遊漁における資源利用の適正化及び遊漁船業に対する指導の強化に努めること

遊漁による資源利用については、遊漁と漁業との調整に係る指針（平成14年12月12日付長官通知）に沿って、都道府県と協力し、各地域の実態に応じ調和の取れた利用が図られるよう、

① 都道府県の海面利用協議会が行う地域ルール作りや啓発活動に対する助成

② 水産庁ホームページの「遊漁の部屋」による遊漁のルール・マナー等の啓発

を実施しております。

遊漁船業については、今年4月から「遊漁船業の適正化に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、遊漁船業者の登録制度が導入されるなど、規制が強化されたところです。

遊漁船利用者の安全確保及び漁場の適正な利用が図られるよう、都道府県及び遊漁船業団体と協力し、遊漁船業法の順守等につき遊漁船業者の指導徹底に努めてまいります。

(3) 日韓及び日中の漁業協定の発効以来、特に韓国漁船による違法・無謀操業が我が国の漁船の操業及び水産資源に大きな影響を及ぼしているので、指導・取締体制を一層拡充・強化するとともに、協定水域全域における操業秩序の確立をはかること

外国漁船の我が国排他的経済水域における操業に際しては、定められた操業規則が遵守されるよう、従来より漁業取締体制の充実を図ってきたところですが、平成15年度においても、漁業取締船の能力向上（新型取締船への代船）、航空機による取締りの強化を実施しております。

こうした取締体制の強化により、昨年は過去最高の38隻の外国漁船を拿捕し、うち韓国漁船は25隻を拿捕し、前年（17隻）より8隻増加した。今後とも海上保安庁等とも緊密な連携を取りつつ、指導・取締りを強化してまいります。

他方、沿岸国主義が及ばない水域を含めた協定水域全般についても、資源管理の強化を念頭に置いた操業秩序を確立すべく韓国及び中国政府と協議してまいります。

6 つくり育て漁業の推進と内水面漁業の振興

(1) 栽培漁業の継続的かつ積極的な事業展開を推進するとともに、栽培技術の開発、指導及び関連施設の整備等に努めること

また、良好な養殖漁場の確保に努めるとともに、その環境の維持・改善

を推進する等、養殖業にかかる施策の充実・強化に努めること

都道府県が行う栽培漁業の技術開発等については「栽培資源ブランド・ニッポン推進事業」により、都道府県栽培漁業センターの整備については「水産資源増殖振興施設整備費」により支援しているところです。

また、良好な養殖漁場の確保を図るため、「持続的養殖生産確保法」に基づき、漁協等による養殖漁場の改善措置、養殖漁場環境の全国的な指標及び基準の情報収集、環境負荷の少ない餌の開発等を推進しております。

今後とも、必要な予算の確保に努めてまいります。

(2) 内水面漁業・養殖業の一層の振興と内水面地域の活性化を図ること

また、生態系に悪影響を与えている外来魚等に関する総合的な対策を講じるとともに、地域特有の魚類の生態系に配慮した増殖手法を確立すること

内水面における生物生息環境の保全、漁業・養殖業の健全な育成や地域特性を有する水産資源を活用することで、地域の活性化等を推進するため、漁場の造成や交流促進施設等の整備のほか、地域個体群の保護等生態系に配慮した増殖手法の確立、渓流域管理マニュアルの作成等の事業を実施しております。

また、ブラックバス等外来魚については、その生息数の減少及び拡大の防止を基本に、都道府県漁業調整規則により移植の制限措置を講じるとともに、移植防止のための啓発や駆除等の事業を実施しております。

一方、ブラックバスの釣りの利用実態もあることから、漁業者、遊漁者等の関係者の合意形成を図ることが不可欠であり、関係者による外来魚問題を検討するための懇談会を開催し、昨年5月から議論を重ねております。

7 活力ある漁村づくりと水産基盤整備の計画的推進

(1) 漁村の活性化と魅力ある漁村づくりのため、漁村の生活環境を重点的に整備するとともに、都市との交流の促進、地域水産物の生産・流通体制の整備等を一層推進すること

活力ある漁村づくりのためには、生産・流通体制等の水産基盤整備と生

活環境整備の総合的な推進に加え、都市と漁村との交流の促進を図ることが重要であると認識しております。

具体的には、

- ① 水産動植物の増殖から漁獲、陸揚げ、流通・加工まで一貫した水産物供給システムを構築し、
- ② 都市と比べ立ち後れた漁業集落排水施設等の生活環境の整備を図り、
- ③ 新鮮な魚介類、豊かな自然環境等の地域資源を活用した都市との交流を促進し、漁村の活性化と魅力ある漁村づくりを推進してまいります。

(2) 「漁港漁場整備長期計画」に基づき、引き続き漁港と沿岸漁場の整備を一体的・総合的に推進すること

水産業の抜本的な構造改革を推進し、漁場・漁港・漁村の整備を総合的かつ計画的に実施するため、施策の目的や成果に重点をおいた平成14年度を始期とした漁港漁場整備長期計画を策定しております。

本計画に基づき、水産業に関連する施策と適切な連携を図りつつ、漁場・漁港・漁村の整備の総合的かつ計画的な実施に引き続き努めてまいります。

(3) 海岸災害の防止対策を強化するとともに、自然環境の保全や都市との交流など、地域のニーズに対応した海岸整備を計画的に推進すること

海岸事業の新たな長期計画については、道路、河川等の他の公共事業と共に、社会資本整備重点計画として今秋を目処に策定される予定です。

その中で、防災対策の強化、自然環境の保全、都市との交流を通じた活力ある経済社会の形成については重要なテーマとなっており、これら重要テーマに従って関係する公共事業を効率的かつ重点的に推進いたします。

今後とも、海岸災害の防止対策の強化等が計画的に推進されるよう、社会資本整備重点計画等を踏まえつつ、海岸整備に必要な予算措置に努めてまいります。

8 漁場・沿岸環境保全対策の推進

(1) 漁場環境及び生態系の保全をはかるため、引き続き漁民の森づくり活動を支援するとともに、磯焼け現象の解消など藻場・干潟の再生・造成、水質の改善等に務めること

良好な漁場環境を確保するためには、栄養豊かな水を供給している森林の保全が重要との認識のもと、平成13年度から、漁民の森づくりの活動を支援しております。

この活動は国民の理解と協力を得て各地に広がりつつあり、農林水産省としても引き続き推進してまいります。

また水産動植物の繁殖にとって重要な藻場及び干潟の造成等を行う「豊かな海の森づくり」を積極的に推進します。

今後とも、川上から川下に至る一貫した環境保全に取り組んでまいります。

(2) 漁業系廃棄物の処理・再利用システム及び赤潮・貝毒による漁業被害防止等に関する技術開発を促進するとともに、ダイオキシン類などの有害化学物質の魚介類への影響調査等、水産関係の環境問題全般について対策を早急に確立すること

漁業生産を持続的に行うためには、良好な漁場環境の保全・創造が重要であると認識しております。

廃FRP漁船については、現在、国土交通省において、リサイクルシステムの構築について総合的な調査・検討を行っており、水産庁としてもこれに協力、連携しております。

使用済み漁具のうち、特に海洋汚染の原因となっている発泡スチロールフロート（浮き）については、平成15年度から、効率的な回収やリサイクルのシステム開発を実施しております。

また、環境の悪化にともない発生する赤潮対策の強化のため、原因プランクトンの生理・生態解明、赤潮発生の予察技術開発及び赤潮防御の新技术開発・実用化のための研究を独立行政法人水産総合研究センターを中心に進めております。

さらに、水産庁では、魚介類が食品からのダイオキシン摂取経路の約80%を占めているという実態を踏まえ、魚介類のダイオキシン類に関する調査、研究及び消費者、生産者への適切な情報提供に努めております。

内分泌かく乱物質については、我が国周辺海域における魚介類の繁殖への影響等について調査を実施しております。

(3) 海浜及び漁場の美化を総合的に推進する施策の充実をはかること

特に、町村の海浜清掃等環境美化運動に対し積極的に支援するとともに、外国等からの漂着物の処理に対する助成措置を講じること

水産庁としては、公害等により、効用が低下している沿岸漁場において、海底に堆積しているゴミを除去する事業として、水産基盤整備事業のうち漁場環境保全創造事業を、海面、海浜及び河原においての廃棄物の回収処理事業として、川上から川下に至る豊かで多様性のある海づくり事業のうち水域環境美化推進費により実施しており、今後とも、これら事業を推進してまいります。

(4) 近年、我が国沿岸等において、沈没・座礁した外国船が長期にわたり放置される事件が発生しているが、これら放置船がその船主により撤去不能な場合、国による撤去等の措置が講じられるよう、関係省庁が連携して制度化をはかること

原因者が明らかな船舶の座礁等による漁業被害の賠償や船舶の撤去等については原因者が責任をもって対応すべきであると認識しております。

しかしながら、最近では、原因者が保険に未加入であるため、損害賠償や船体の撤去等の責任を放棄する外国船が増加し、大きな社会問題となっております。

このため、地方公共団体及び関係団体から、国の責任による船体の撤去等の要望があり、水産庁としては、この点について国土交通省とも協議し、対応を検討しているところです。

- (5) 平成12年漁期に発生した有明海におけるノリ養殖の大規模な不作については、原因究明のための調査を引き続き実施するとともに、新たに制定された有明海及び八代海を再生するための特別措置法に基づき、当該海域の環境の保全・改善、水産資源の回復等の措置を速やかに講じること

有明海等の水産業に関する調査研究の中心的役割を担うべく、新たに(独)水産総合研究センター西海区水産研究所内に有明海・八代海漁場環境研究センターを発足し、有明海等再生のための調査研究を実施することとしました。

また、有明海再生特措法に基づき漁場環境の改善・資源の回復に向けて早急に対策を講じることが必要であり、これらの要請を受け、平成15年度予算において、漁場環境改善対策等の推進、赤潮対策の推進、技術開発の推進、栽培漁業の推進等の対策を実施すべく予算を確保しております。

今後とも、有明海及び八代海を豊かな海として再生するため、関係省庁及び関係県と一体となって取り組んでまいります。

9 海外漁場の確保等

- (1) 我が国周辺水域からのみでは不足する漁業生産を補完するため、国際的な資源管理に貢献する調査を実施する等して、海外における遠洋漁業の漁場の確保に努めること

水産食料自給率の維持・向上と水産物の安定供給のため、関係国と協調し、我が国排他的経済水域の内外において、科学的観点に立った水産資源の持続的利用に取り組んでいくことが重要であると認識しております。

沿岸諸国の排他的経済水域においては、必要に応じて開発途上国等に漁業協力を行うこと等を通じて我が国漁船の操業を確保するとともに、公海漁場においても地域漁業管理機関による取組等を通じて適切な資源管理に努めてまいります。

- (2) 鯨類による魚類の捕食量が漁業生産に与える影響が看過できない状況にあるので、その影響の減少と鯨類資源の合理的利用をはかるため、捕鯨業の早期再開に向けて努力すること

我が国は、鯨類は他の海洋生物資源と同様に重要な食料資源であり、最良の科学的根拠に基づいて保存を図りつつ持続的に利用されるべきとの立場から、国際捕鯨委員会において、沿岸捕鯨への捕獲枠要求や改訂管理制度（RMS）の完成に向けた活動を行っております。

また、鯨類の資源状況や鯨類による他の海洋生物資源への捕食状況を把握するため、南氷洋及び北西太平洋において、鯨類捕獲調査及び目視調査を実施し、持続的な捕鯨再開に向けた科学的知見を収集しております。

1 0 試験研究と技術開発の推進

水産庁は、平成12年6月に、今後の我が国における新たな水産基本政策の展開方向に即した試験研究・技術開発の一層の効率的推進を図るための方向性を明確にし、戦略的に推進することを目指すため「水産研究・技術開発戦略」を策定しました。

今後は、この戦略に定めた目標の達成状況を把握、確認しつつ、独立行政法人、都道府県等との連携・強化を図り、この戦略に即して水産業の持続的発展に資する試験研究・技術開発が着実に進展するよう努めてまいります。

1 1 漁村地域に対する財政措置の拡充

農林水産省は、農山漁村地域における地域資源を活用した農林水産省所管の国庫補助事業及び地方単独事業による総合的な基盤整備等を促進するために、平成14年度から、農山漁村地域資源活用促進事業を実施しております。

当該事業（地方単独事業）に係る地方財政措置として、既に、

- ① ハード事業については、起債措置【地域活性化事業債：充当率75%（少子高齢化対策・情報通信基盤については90%）及び地方交付税措置（地方債の元利償還金について、その30%（少子高齢化対策・情報通信基盤については50%を普通交付税に参入）、
- ② ソフト事業については地方交付税措置（基準財政需要額に算入）を講じているところです。

○地域商工業振興対策の推進

農村地域工業等導入基本方針については、経済事情の変動その他情勢の推移により必要が生じたときに変更するものとされており、第8次農村地域工業等導入基本方針の策定についても、産業構造の変化、農村地域の实情等を勘案しつつ、現段階での見直しの必要性について検討を行ってまいります。

また、ご要望の対象業種の拡大については、今後の産業構造の変化、農村への企業立地動向、農業就業構造の見通し等を踏まえ、関係有識者の意見も聞きながら、どのような業種が追加可能かについて研究、検討してまいりたいと考えているところです。

なお、農村地域工業等導入促進法は、農業構造政策と産業立地政策が組み合わされて構成されている制度であり、導入対象業種は、産業立地政策上、農村地域へ立地を誘導することが当該業種の発展のために適切なものである必要があります。

○土地対策の確立

農地法では、農地を転用したり転用目的で権利移動する場合の制限については、優良農地の確保の観点のみならず、転用目的を実現する見込みが確実に土地の遊休化を招かないよう調整するという基本的考え方に立って、許可制度が運用されております。

土地開発公社が行う転用目的の農地取得については、

- ① 用地の先行取得という性格から取得段階での転用目的を実現する見込みは、一般的に低いものとならざるを得ないこと、
- ② このため、農地法の基本的考えに立って転用目的を実現することの確実性を審査する必要があること

から公的機関たる土地開発公社といえども一概に許可不要とする措置を講ずることは適当でないと考えております。

なお、地方公共団体について一定の許可不要とする措置が講じられているのは、地方公共団体が自ら転用目的を実現するからであり、土地開発公社が行う用地の先行取得とは自ずと差異があることをご理解願います。

○災害対策の推進

・公園・緑地及び緊急輸送道路、特に農道、林道等を整備すること

農道整備事業は、農作業の効率化による農業の生産性の向上、農産物流通の効率化を図り、併せて農村環境の改善に資するために実施しており、災害の際には、緊急輸送道路としても活用されるものであります。

本事業については、早期の事業効果の発揮がなされるよう、事業主体の要望を踏まえ、予算の確保など、国として、最大限の対応を行いたいと考えております。

また、災害に強い健全な森林を育てる上で不可欠な施設である林道は、集落や国道、県道等を結ぶことにより、一般の道路が地震等により被災した際の避難路等として機能させることもできます。

今後とも、新たな基本政策の基本理念である「森林の多様な機能の持続的発揮」を推進するため、地域の実情に即し、効率的な路網整備を推進して参りたいと考えます。

○山村等地域振興対策の整備

・第3セクターへの支援措置の拡充整備

森林管理を行う第三セクターについては、その設立に対する地方公共団体の出資及び立ち上げ時の森林の管理に従事する職員の人材養成に要する経費等について、地方財政措置が講じられています。

今後とも、地方自治体のニーズも踏まえ、第3セクターへの支援措置も含め、森林・林業行政の充実を図るよう努めて参る考えです。

・山村における林業後継者対策について

近年の森林・林業、山村を取り巻く厳しい情勢下で、経営意欲の低下、担い手の減少及び高齢化が進行しており、林業経営を担うべき人材の育成及び確保が林業の活性化を図って行くうえで不可欠であります。

現在、森林機能高度発揮普及指導促進事業等、林業後継者の育成に対する支援を図っているところではありますが、今後とも林業経営を担う人材の育成・確保を図るため、林業への新規参入促進、林業技術・知識の習得等、総合的な取り組み

の支援を図っていくこととしています。

○竹島の領土権の確立

竹島の周辺水域における安全操業の確保に当たっては、水産庁としても現場において海上保安庁との連携を一層強化することとしており、また、外交当局の交渉にも協力してまいります。